ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030

資料編



策定体制

市民参画等

諮問

答申

意見

反映

総合振興計画 審議会

目的:計画の策定に関す る調査・審議

構成:市の教育委員会の 委員、市の農業委 員会の委員、公共 団体等の代表、知 識経験を有する

者、市民の代表者

庁内体制

市 長



説明·提案 意見・議決

市議会

経営戦略会議

目的:庁内における意思決定機

構成:市長、副市長、教育長、 部長級職員並びに部に属

さない組織の長





策定委員会

目的:計画策定に関する審議、

総合的な調整

構成:部長級及び次長級職員





検討委員会 (全体会・作業部会)

目的:計画原案の策定、その他

計画策定に必要な調査・

検討

構成:課長級職員



情報

提案





○市民意識調査

○タウンミーティング

○「オールふじみ野」 未来政策会議

○市民説明会

○パブリックコメント

2

策定経過

○平成27年度

月	内容
8月	市民意識調査の実施 ・調査対象:市内在住 18 歳以上の男女 3,400 人 ・有効回収数:1,432 件(有効回収率 42.1%)

○平成28年度

月	内容
6月	第1回策定委員会を開催 第1回検討委員会を開催 市民意識調査の実施 ・調査対象者:市内在住18歳以上の男女2,500人 ・有効回収数:1,194件(有効回収率47.8%)
7月	第2回検討委員会を開催 第2回策定委員会を開催 第1回審議会を開催(諮問)
8月	第3回検討委員会を開催 第3回策定委員会を開催
9月	第4回検討委員会を開催 第4回策定委員会を開催 第2回審議会を開催 第3回審議会を開催
10月	第5回検討委員会(全体会)を開催 第6回検討委員会(全6部会)を開催 第5回策定委員会を開催
11月	第7回検討委員会(全6部会)を開催 第8回検討委員会(全6部会)を開催
12月	第9回検討委員会(全6部会)を開催
1月	第 6 回策定委員会を開催 第 4 回審議会を開催
2月	第 10 回検討委員会を開催
3月	第7回策定委員会を開催

○平成29年度

月	内容
5月	第 5 回審議会を開催 市民説明会を開催(全 2 回) パブリックコメントの募集 ・4 名から 14 件の意見
7月	第 6 回審議会を開催 審議会(答申)
9月	「ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030 (基本構想)」の議決

ふじみ野市総合振興計画審議会

(1) ふじみ野市総合振興計画審議会条例

○ふじみ野市総合振興計画審議会条例

平成18年3月30日 条例第7号 改正 平成21年3月24日条例第3号 平成22年3月23日条例第6号 平成28年3月23日条例第7号

(設置)

- 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に 基づき、ふじみ野市総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。 (所掌事務)
- 第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、ふじみ野市総合振興計画(以下「総合振興計画」という。)の策定に関し、必要な調査及び審議を行う。
- 第3条 審議会は、委員17人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 市の教育委員会の委員
 - (2) 市の農業委員会の委員
 - (3) 公共的団体等の代表
 - (4) 知識経験を有する者
 - (5) 市民の代表者
- 3 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る答申の終了までとする。 (会長及び副会長)
- 第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その 職務を代理する。

(会議)

- 第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、経営戦略室において処理する。

(平21条例3・平22条例6・平28条例7・一部改正)

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長 が会議に諮って定める。

附則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第3号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
 - 附 則 (平成22年条例第6号)
 - この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年条例第7号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(2) ふじみ野市総合振興計画審議会委員名簿

◎会長 ○副会長【敬称略】

区分	区分 団体名称				
第1号 (教育委員会の委員)	ふじみ野市教育委員会	○冨田 信太郎			
第2号 (農業委員会の委員)	ふじみ野市農業委員会	野澤 利夫			
	ふじみ野市医師会	岸 昌哉			
	社会福祉法人ふじみ野市社会福祉協議会	柳沢 俊男			
第3号	ふじみ野市体育協会	郷 秀樹			
(公共団体等の代表)	ふじみ野市商工会	大平 聡男			
	ふじみ野市自治組織連合会	福村 光泰			
	ふじみ野市子ども会育成団体連絡協議会	西村 ひとみ			
第4号 (知識経験を有する者)	東洋大学大学院	◎中村 賢一			
77 - D	市民公募	牛場 清			
第5号 (市民の代表者)	市民公募	進藤 美奈子			
(11-20-21 (2) 11)	市民公募	渡辺 千尋			

(3)諮問

ふ経第 67 号平成28年7月11日

ふじみ野市総合振興計画審議会会長 様

ふじみ野市長 高畑 博

ふじみ野市最上位計画の策定について (諮問)

ふじみ野市最上位計画を策定するため、ふじみ野市総合振興計画審議会条例 (平成18年ふじみ野市条例第7号)第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を 求めます。

(4) 答申

平成29年7月28日

ふじみ野市長 高 畑 博 様

ふじみ野市総合振興計画審議会 会長 中 村 賢 一

ふじみ野市最上位計画の策定について (答申)

平成28年7月11日付けふ経第67号で諮問のあった「ふじみ野市最上位計画の 策定」について、別紙のとおり答申します。

別紙

答申

今日、我が国を取り巻く環境は、急速な少子高齢化の進展により人口が減少し、これに伴い労働力人口の減少による経済の衰退や社会保障費の増大が懸念されています。また、安全と安心を支える社会資本については、老朽化に対する対応も全国的な課題となっています。一方、本市においては、若い世代の転入が多く市の人口は毎年増加していますが、同時に国と同様高齢化は進み、福祉・介護・医療需要が増大し社会保障費は毎年増加を続けることが懸念されます。このような状況下においても、持続可能なまちづくりが必要であり、仕事の創出やその地域を訪れる交流人口の増加による活性化が求められます。このため、平成27年には地域の活性化や人口増加・獲得に向けて具体的な取組を示した、「ふじみ野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されたことから、この取組と連動性を持たせた施策の展開が望まれます。

さらに、東日本大震災、熊本地震や火山の噴火、水害等、全国各地で過去に経験のない大規模な自然災害が発生しており、また、首都直下地震の発生も懸念されるところです。

本審議会では、このような社会情勢や時代の潮流を踏まえ、最上位計画の策定について慎重に審議を重ねる中で、様々な意見を述べさせていただきました。この意見等を踏まえて示された最上位計画(案)については、基本構想にて、まちづくりの理念「安全と安心」、「地域力」、「環境」を基本とした、まちの将来像「人がつながる豊かで住み続けたいまち ふじみ野」が定められ、その実現を目指した取組の

方向性が分かりやすく分野別に整理されています。また、13年間のまちづくりの 方向性を示すに当たり、「情報発信と的確な市民ニーズの把握」、「スリムで効率的 な行政経営」、「重点戦略の実行」が掲げられ、行政経営の方針が明確に示されてい る基本構想であります。

前期基本計画では、「ふじみ野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と連動性を持たせた施策が体系化されています。特に、前期の6年間で重点的に推進する取組を「前期重点戦略プロジェクト」として位置づけるなど、総花的ではなくメリハリのある取組と、分野別計画を推進するに当たって、いわゆるヒト・モノ・カネといった経営資源を効果的に活用するための手段が掲げられるなど、計画の実現性を高めるための方策が適切に示されております。

以上のことから、この先、ふじみ野市のまちづくりにおいて取り組まなければならない施策が的確に示されており、かつ特徴を持った最上位計画(案)であると言えます。

今後は、本市の魅力や特徴を存分に発揮し、様々な課題を乗り越え、将来にわたって持続可能なまちづくりにご尽力いただくとともに、まちの将来像「人がつながる 豊かで住み続けたいまち ふじみ野」の実現に向け、市民と行政が一体となって計画が推進されることを望みます。

なお、本審議会としての附帯意見を次のとおり示しますので、本計画の推進に当 たり十分に配慮されることを要望します。

【附带意見】

1 計画の推進について

本計画の推進に当たっては、計画内で示された行政経営の視点を重視し、効率的でメリハリのある市民に開かれた行政経営をされたい。また、目標達成に向けてはPD CAサイクル機能を活用し、適切な進行管理を維持されたい。

2 土地利用構想について

基本構想における土地利用構想では土地利用の方針のみを示していることから、詳細な土地利用の方策については、ふじみ野市都市計画マスタープランにおいて、土地利用構想と整合が図られた位置付けを検討されたい。

4

市民参画

(1) 市民意識調査

趣旨	幅広く市民の意向を把握し、計画策定の基礎資料として活用するため、市内在住の 18 歳以上の市民の方々を、住民基本台帳より無作為に抽出して実施しました。
調査地域	ふじみ野市全域
調査対象	市内在住 18 歳以上の男女
対象者数	平成 27 年度: 3,400 人 平成 28 年度: 2,500 人 全 体: 5,900 人
調査方法	郵送配布、郵送回収
調査期間	平成 27 年度: 平成 27 年 8 月 28 日~平成 27 年 9 月 24 日 平成 28 年度: 平成 28 年 6 月 30 日~平成 28 年 7 月 25 日
有効回収数	平成 27 年度: 1,432 件 平成 28 年度: 1,194 件 全 体: 2,626 件
有効回収率	平成 27 年度: 42.1% 平成 28 年度: 47.8% 全 体: 44.5%

(2) タウンミーティング

趣旨	市民の意見を市の施策に反映させることを目的に、平成 22 年度より市長自らが各自治組織(町会・町内会・自治会)に訪問して、市民の皆さんの意見を伺っています。
<平成 22 年>	>
テーマ	あなたが市長だとしたら、どう判断されますか? ・老朽化する公共施設のあり方について ・地域の課題について
開催期間	平成 22 年 6 月 21 日~平成 22 年 7 月 7 日
開催回数	15回
参加者数	485 人 (延べ人数)

<平成 23 年>	>					
テーマ	支所複合施設の整備と本庁舎の耐震化整備について					
開催期間	平成 23 年 5 月 16 日~平成 23 年 6 月 5 日					
——————— 開催回数	9 🗆					
参加者数	366 人 (延べ人数)					
〈平成 24 年〉	>					
テーマ	災害に強いまちづくり					
開催期間	平成 24 年 2 月 25 日~平成 24 年 11 月 29 日					
開催回数	56 回					
参加者数	1,836 人 (延べ人数)					
<平成 25 年>	>					
テーマ	「選ばれるまち、住みやすいまち」にするアクションは、今がその時					
開催期間	平成 25 年 7 月 2 日~平成 25 年 8 月 18 日					
開催回数	8 🗇					
参加者数	16人(延べ人数)					
<平成 26 年>	>					
テーマ	あったかいまち「ふじみ野」を目指して					
開催期間	平成 26 年 8 月 30 日~平成 27 年 3 月 14 日					
開催回数	21 回					
参加者数	777人(延べ人数)					
<平成 27 年>	>					
テーマ	あったかいまち「ふじみ野」を目指して					
開催期間	平成 27 年 5 月 9 日~平成 27 年 9 月 11 日					
開催回数	34 回					
参加者数	1,022 人(延べ人数)					
〈平成 28 年〉	<平成 28 年>					
テーマ	聴きたい、話したいまちのこと					
開催期間	平成 28 年 5 月 15 日~平成 29 年 3 月 26 日					
開催回数	57回					
参加者数	1,809 人(延べ人数)					

(3)「オールふじみ野」未来政策会議

○平成28年度「オールふじみ野」未来政策会議の目的

本市は、少子高齢化への対応や合併による公共施設の重複・分散・老朽化などの 大きな地域課題を抱えています。また、将来的に人口は減少傾向と予測されるため、 持続可能な地域経営が求められています。

こうした中で、本市の持続・継続的発展を支える行政パートナーの存在が必要不可欠です。市はもちろんのこと、市民自らも地域の課題について考え、解決策を検討・提案し、自ら実行していく行政パートナーの確立を目指して、平成25年度から年度ごとに無作為抽出により選ばれた市民メンバーの方が行政課題に対して調査・研究を行い、課題解決に向けた施策を検討する「オールふじみ野」未来政策会議を実施しています。

本計画の策定に当たり、まちの将来像を実現するためには、行政だけではなく、様々な担い手と地域社会全体で協働により取組を進めることが必要です。このことから、平成28年度「オールふじみ野」未来政策会議にて『**~ふじみ野市の目指す将来像に向けた市民主体の役割とは~**』をテーマとして掲げ、市民メンバー自らが「私たちにできること」として様々な角度から検討がなされました。

この検討結果を「市民の役割」として位置付け、「オールふじみ野」で取組を進めていきます。

「オールふじみ野」未来政策会議 検討テーマ ~ふじみ野市の目指す将来像に向けた市民主体の役割とは~ 会議内容(全6回) 情報提供 行 市 ・検討テーマの調査・研究 情報 ・課題を解決するための施策案の立案 共有 政 民 施策提案 ・発表会 市民メンバー(37名) 平成26、27年度未来 平成28年度無作為抽出 政策会議市民メンバー 1,000名 のうち参加希望者 からの参加希望者

○市民メンバーの募集

市内在住で18歳以上の男女1,000人を住民基本台帳より無作為で抽出し、対象者に参加希望を募りました。 また、平成26年度、平成27年度未来政策会議の市民メンバーからも参加希望を募り、計37人の方々に参加していただきました。

○会議の進め方

本計画の「将来像の実現に向けた9つの分野」における「市民の役割」について、7つのグループにて検討を行いました。

	分 野	グループ
分野1 暮らし	<i>、</i> と地域コミュニティ	1
分野 2 生きか	い・文化・スポーツ	2
分野 3 子育で	・福祉	3
分野 4 健康·	保険	4
分野 5 地球環	環境・自然環境	5
分野 6 産業・	経済	7
分野 7 都市整	全備	7
分野 8 防災・	防犯	6
分野 9 教育		3

○会議スケジュール

回数	日時	内容
第1回	平成 28 年 9 月 28 日 (水)	・会議全体に関する説明 ・テーマ及び進め方に関する説明
第2回	平成 28 年 10 月 12 日 (水)	第1回会議の意見を踏まえた検討
第3回	平成 28年 10月 26日 (水)	第2回会議の意見を踏まえた検討
第4回	平成 28年 11月 16日 (水)	市民主体の役割のまとめ及び発表案の作成
第5回	平成 28 年 11 月 30 日 (水)	市民主体の役割のまとめ及び発表案の作成
第6回	平成 28 年 12 月 14 日 (水)	発表会(来場者 39 人)



1グループ 暮らしと地域コミュニティ

多様性を受け入れられ、顔が見える安心安 全な地域コミュニティ

現状

- ・地域コミュニティが多様性を受け入れられていない
 - → 外国人,障がい者,集合住宅(アパート)住民などへの対応が不十分
- ・地域住民に町会,自治会,町内会(以下、自治会)の必要性が理解されていない
 - → 「会費ばかりがとられメリットが無い」というイメージ ※近年増加するマンションや宅地開発への新規編入世帯に多い
- ・既存会員の脱会や高齢化などによる会員減少 でも!ふじみ野市には約50の自治会、52のボランテイア団体、23のNPO法人 → 意外にいっぱいある! 既存団体数の充実と感覚の乖離は何故起こるのか?

課題

☆市民に地域コミュニティの活動が見えていない!

市民の役割

1グループ 暮らしと地域コミュニティ

⇒お互いを知るためにみんなが情報発信

- ◎地域コミュニティに参加していない人
 - →「こうしてほしい」「こうしたい」という情報を発信
 - → 興味を感じたらまず参加
- ◎地域コミュニティに参加している人
 - → 参加した面白さ・メリットを情報発信
 - → やって欲しい事や改善点に気が付いたら発言(=情報発信)
- ◎地域コミュニティを運営している人
 - → 参加していない人にも伝わる情報発信
 - → 事例や困っている事を組織・団体間で情報共有
 - → 前例踏襲ではなく、ライフスタイルの変化に応じて計画修正

推進・実現の方法

1グループ 暮らしと地域コミュニティ

⇒みんなで地域コミュニティの見える化

①行政がネット上に情報交流の場(コミュニティサイト)を設置

公式性・持続性の担保として市のHP内もしくはNPO等に事業委託

②情報交流の場の内容(コンテンツ)・機能例

- 1、行政と市民がフラットに議論できる電子会議室
- 2、ふじみ野市に関するYahoo知恵袋のようなQ&A
- 3、各自治会の情報発信(行事予定・参加募集・実施報告)
- 4、NPO紹介(他のNPOや自治会をサポートできる得意分野など)
- 5、外国人・障がい者・情報弱者ための自動翻訳や配慮

③各団体が活動(PDCA)サイクルで情報発信し見える化

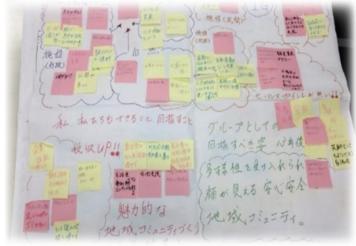
<見>Plan 計画立案

Action 見直し実施 Do 行事実施

∢え>

<化> Check 活動の反省 <る>





2グループ 生きがい・文化・スポーツ



ふじみ野市に関わる人々が生涯を通じて主体的に、 それぞれのライフスタイルに合った人生を楽しむ!!!

現状。課題

〈現状〉市民重要度 33、32位/34項目中 (市民意識調査 平成184)

- ・文化・スポーツ施設や環境は整備されているが、市民の興味・関心度が低い。 (フクトピア、エコパ、各資料館etc)
- ・各施設へのアクセス、イベント情報が市民に伝わっていない。

〈課題〉

・市民が知りたい「市民目線」の情報、市外の人々に向けた魅力のアピールが可能な「場創り」。

例:ICTを活用した情報発信 集客が望める文化・スポーツイベントの開催

市民の役割

2グループ 生きがい・文化・スポーツ

出来る事からコツコツと!

1: イベントや地域行事・活動に積極的に参加する



2: 参加したイベントや活動が知る事ができた 情報や魅力を「市民目線」で発信する



3: 継続して参加する事、積極的な情報発信を通じて、 仲間やふじみ野市の「ファン」を増やす!!!

ふじみ野市に「楽しみ」を見つける!

- 1:ふじみ野市HPの「イベントカレンダー」の見直し
 - ・見やすく、分かりやすく、参加しやすく!!!
- 2:ふじみ野市版「アグリゲーションサイト」の開設
 - ・参加したイベント、活動等の魅力を<mark>市民目線</mark>で、 情報<mark>発信と共有・拡散</mark>ができる様な交流の場<mark>を創る</mark>。
- 3:文化・スポーツ活動に対する興味の持続性・恒常的な参加を促す「仕掛け人」
 - ・私たちからふじみ野市の情報や魅力を伝え「ファン」を増やそう!!!







ヴィジョン

3グループ 子育て・福祉

- ・子育て情報の一元化、双方向化による利便性の向上と 互助の活性化を促す。

現状・課題

- ・核家族化や共働きの増加により、子育て支援のニーズが多様化
- ・ふじみ野ママフレ(育児を応援する行政サービスガイド) →行政情報しかなく、一方通行。
- ・ファミリーサポートセンター (ふじみ野市の運営する子ども 一時預かり有償ボランティアの斡旋事業)
 - →子育て支援課に出向いて利用登録しなければならない為、 忙しい親にはハードルが高い。
 - →利用者とボランティアの間に市が介在するためレスポンス に時間が掛かる。
- ・地域コミュニティでの助け合いが減っている一方、スマートフォン等ITでの情報共有・交換が増えている。

市民の役割

3グループ 子育て・福祉

- ・学生から高齢者まで、世代を問わず、サポーターとして登録する。
- 子育ての手助けを気軽にお願いしたり、お願いされたりする。
- 子育てに関する情報をもらうだけでなく、情報を提供する。
- ・ホームページの運営に親目線で参加し、行政の情報と市民の情報 を一緒に提供する。

↓ 一方通行から双方向化へ 行政と市民の情報の融合化

ママフレサイトを市民参加型に改造 (NPOや市公認の市民団体のサイトとして運営)



- ・ファミリーサポートの申込みを市の職員を通さず、オンラインでも利用登録、利用申込ができる体制を整える事により、 気軽に・便利にサポートを受けたり、提供できる。
- ・行政だけでなく民間の情報も提供する。掲示板機能により個人からの情報提供をしやすくする。
- ・市民のHP運営参加 (HPの更新作業・イベントの取材、記事の作成)





4グループ 健康・保険

ヴィジョン

全ての市民がいつまでも健やかに笑顔あふれる、元気・健康 に過ごせるまちづくり

現状・課題

【現状】

- 1.平均寿命が伸び、世界一の長寿国
- 2.生活習慣病の増加
- 3.高齢化が進み、要介護者の増加

【課題】

- 1.生活習慣病の発症予防と重症化予防
- 2.健康を支え、守るための環境整備
- 3.健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

市民の役割

4グループ 健康・保険

健康維持のための基本3項目

- 1.食事
- 2.運動
- 3.健診・検診

《食事編》

主食、主菜、副菜の揃った 食事により適正体重を維持 副菜の揃った食事を取る。

BMI(Body Mass Index)BMI=体重(kg)÷身長(m)の2乗BMI22を目標に!!

《運動編》

いた。 日常、意識的に体を動かすように心掛ける。 1日10分多く体を動かす。 ウオーキング、ラジオ体操等に参加。

《健診・検診編》

年に1度、健康診査を受ける。 ガン検診を受ける。

生活習慣病の芽を見つけ、生活改善で早めに摘み取りする。

推進・実現の方法

4グループ 健康・保険

我がふじみ野市も「ふじみ野市健康づくり計画」 〜生活リズムを整え健康に暮らせるまちふじみ野〜平成24年から平成29年まで を発表している。

推進・実現には非常に参考になるので再度内容確認要。

《食事編》おいしく食べる(バランスよく) 朝ごはんをしっかり食べよう! 1日3食、うす味で食べよう! 野菜を意識して食べよう!

《運動編》運動や外出を楽しむ 歩くことは基本(1日あと10分:1,000歩、歩く) 身体活動(運動を生活活動に置き換える)を自分に合った 方法で体を動かす。

《健診・検診》健診・検診を積極的に受診する 肺ガン、大腸ガン等計6つのがん検診の受診率を高める。 ガン検診受診率:目標50%以上。

《むすび》市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守り、自分でつくる」という 意識をもって主体的に健康づくりに取り組んでいくことが大切!!





ヴィジョン

「もったいない」パワーの活用で、 使い捨て社会からの離脱と 少ない資源の再利用!! 日本一ごみの少ない町を目指して!! 5グループ 地球環境・自然環境

ライフスタイル変革

リユース食器利用

ノーベル賞 大隅教授 「オートファジー」

使い捨ての削減

スマートフォンアプリの活用促進 ゴミ分別実演勉強会

燃やすごみの極小化

現状。課題

ふじみ野市1人1日の家庭ごみの排出量 628.5g(県内1位)

行政

ゴミに関する現状の課題

- ①家庭ゴミの削減 キエーロの利用促進
- ②ゴミ分別の周知・徹底
- ③事業者のゴミ削減 ⇒食品ロスへの対策



市民

- ①生ごみ処理機の普及 キエーロの認知度が低い
- ②独身世帯、主に男性、20代~30代
 - →分別の意識が比較的低い人が多い
 - →スマホ利用率は高い※個人的見解です。
- ③行政施策の周知
 - →行政の施策が周知されていない

市民の役割

5グループ 地球環境・自然環境

大量生産。大量消費からの脱却 意識改善。ライフスタイル変革

Reduce ⇒ゴミの削減 (燃やすごみを減らす)
生ごみを燃やさない⇒ベランダ de キエーロの活用 ⇒将来 バイオマスエネルギーへ

食品ロスを減らす ⇒外食時に残さない。 環境に優しい店舗を選ぶ オートファジーライフスタイル 「作りすぎない、食べ過ぎない」

- ・Recycle ⇒ゴミの分別の徹底ゴミの分別実演勉強会の実施スマートフォンアプリ(行政)⇒市民で口コミ拡散
- Reuse リユース食器の活用(行政) 自治会のお祭り。イベント。その他

推進・実現の方法

5グループ 地球環境・自然環境

コミュニティの形成

・SNS等でコミュニティを形成

⇒オートファジーによる若返りコミュニティ

・小食は若返り効果あり(プチ断食ブーム)

⇒ふじみ野市飲食店コミュニティ「グルふじ(仮称)」 (環境に優しい飲食店選び)

「食べきりメニュー」のある店舗の紹介

リユースの促進

・イベント、祭り

⇒リユース食器の利用

リデュースの促進

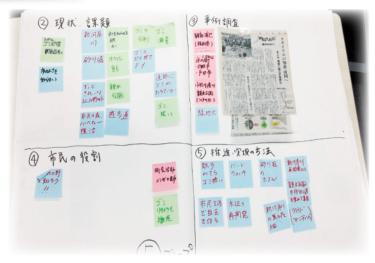
生ごみ処理機の浸透(家庭・事業者)

⇒キエーロの活用促進のための勉強会開催



nttp://www.caa.go.jp/adjustments/pdr_data/131028_siryos-3.pd





ヴィジョン

7グループ 産業・経済

◆「まち・ひと・しごと」が、バランスの良い繋がりを築き、その 関連性がスパイラルを繰り返し、循環型の成長と発展を継続する。





ゆりかごから墓場まで・・・安心



現状

- ◆ふじみ野市へ転入される多くの方は、住まいとしての利便性を求めながら、安心して 生活ができる、コスパを求めて選んでいただいた人たちである。
- ◆ふじみ野市は、産業面では一部の大手企業や新興の大手流通系企業等に支えられた構造であり、既存の中小企業や商店街の元気に陰りが差し込んでいるかのように見える。

課題

- (1) 中小企業・商店街にかつてほどの元気がみられない
- (2) 企業誘致=大手企業をあてにするだけ・・・という印象がある
- (3) 農業・商業・工業いずれのまちなのか?まちの特色が見えない
- (4) この街で起業する人の支援が十分とは思われない
- (5) 市の合併後、行政の一元化が完全に行われていない
- (6) コンパクトシティの魅力のひとつ、スピード感がまだ足りない

市民の役割

7グループ 産業・経済

与えられる 📦 「自ら作る」 🐈 行政が応援する

まちの「産業・経済 」の発展は、「まち・ひと・しごと」の自立型 循環経済の育成にあり、市民が参加することが重要な要である。



①簡単にする

IT化・スマホの活用



②発信する

情報紹介・イベント 紹介 各種情報の共有



活動組織の確認・再編ボランティア・NPO

4応援する

行政・民間企業が 場所・機器・技術を提

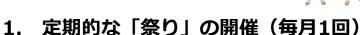


推進・実現の方法

7グループ 産業・経済

まちに新しい「NAGARE」を作る

テーマ:



- 2. 市内数か所を会場とした持ち回り開催
- 市民参加型のイベントにする 3.
- 4. 商店街の協力(青年委員会、商工会議所)
- 地域事業者の協力 5.
- 自治体による施設の提供・設備の提供

※ここでの「祭り」とは「文化・伝統」 等はもとより、「マルシェ」や「フリマ」 なども含めたイベントの総称として捉えるものである。

(それらの中から50年後に伝統と呼ばれるものが生まれることに期待したい)





●人の流れ、時代の、経済の・・流れ 市民の力でまちの流れを変える!!







7グループ 都市整備





協働で支える 安心と安全

ふじみ野

※ 街並み、公園、道路、橋、上下水道 etc. ⇒ インフラ (ストラクチャー) 、都市基盤

行政

建設 ⇨ 維持管理(修繕) ⇨ 改築(撤去)

調品

(需要)⇨ 利用 (受益者) ⇨ (需要変化)

課題

(1) インフラ: 劣化は日々進行する、需要は変化する(2) 市民: インフラ、都市基盤は利用するもの(整備管理は行政)(3) 市民: 建設はブラックボックス(3 K、金額が大きい、触れられない)

(4) 行 政:インフラの維持更新が厳しい

・劣化、需要への対応(合併ストック、構成人口)

・歳入減少 ⇨ 予算不足、人材不足(専門の技術職員)

市民の役割

7グループ 都市整備

市民協働事業、市民参画事業の推進

行政

- ・協働参画事業(市民を活かし、任せる:協働・自治)
- ICT推進(需要に合わせる、ガラパゴス化)
- ・組織、予算(縦割 ⇒ 事業、組織の統廃合、窓口一本化)

部思

- ·行政の現状を理解する(現場、真実を直に見る)
- できる事から参加する (無理しないで身の周りから)
- ・協働に半歩踏出す(地域のなかまと組織を作る)
- ·得意な専門分野を役立てる(少しは地域に貢献)

7グループ 都市整備

推進・実現の方法

◎ 市民協働インフラ技術サポート事業

(**インフラの安全**は**市民の技術**がまもる)

・行政:協働事業とする

・市民:研修を経て技術サポーターに登録

・市民:技術サポーターとして健全性を点検、確認、報告する

◎ 市民協働安全サポート事業

(公園、道路、**街の安全**は市民が見まもる)

・行政:協働事業とする

・市民:講習会を経て安全サポーターとして登録

・市民:破損、不具合、危険物、ルール違反をスマホ等で連絡する

◎ 市民参加による街の美化事業

(公園、道路、**街の美しさは市民**がまもる)

・行政:植樹帯、植樹桝の管理を地域の市民(組織)に任せる

・市民:ルールに従って季節の草花等を植え、管理する

・市民:家の周り、利用する公園等のごみは積極的に拾う





6グループ 防災・防犯

ヴィジョン

●防災・減災・防犯力を高める ために地域力を強くする。

現状

- 1.小学校区と地域防災拠点の区域が別々になっている。
- 2.被災者(震災業務)支援システムがない



3.登下校の見守り隊と、火の用心等を ボランティアでやっているが十分ではない

課題

- 1.小学校を中心とした地域住民と合同の防災訓練の実施
- 2.大規模災害発生直後から 復興までをシステム化しておく
- 3.日ごろ近隣住民・市民の助け合いボランティアの構築

市民の役割

6グループ 防災・防犯

- 1.市民ひとり1人が通学路の安全・防犯の 点検巡視して、看板や掲示板の張り紙等 を整理を行う「破れ窓理論」
 - ・・小さな予兆を早期に対応し、地域全体の 安全を確保する
- 2.防災・防犯の原点は、市民一人ひとり相互 の信頼である。市民相互の日ごろの挨拶を 推奨する。
- 3.ボランティアに対する、感謝の心を育てる

推進・実現の方法

6グループ 防災・防犯

- 1.災害時に大切なのは地域のコミュニティの質の高さである。市民として自助・共助・公助の意識の向上が減災害につながる。
- 2.自分の命を守る原点は地域への参加から始まる。
 - ①町会等の加入率を上げる。
 - ②防災訓練等に積極的に参加を促進する。
 - ③将来的には「新しい公共」「市民ファンド」 などを市民を中心に設立し参加を促進する。
 - ④「ふるさと納税」を防災安全に活用する
 - ⑤既存の自治組織やNPO等を活用して 「有償ボランティア」体制を構築する

備えあれば憂いなし





3グループ 教育

ヴィジョン

教育

- ・高齢者の力を借りて学力向上
- ・空いている時間とスペースで学力向上と社会教育

現状・課題

- ・核家族化により子供と高齢者の触れ合う機会が減っている。 ・教育経験のある高齢者のキャリアが活用されていない。

- 民間教育の場が多い。 市内に13箇所あるデイサービス事業所が、夕方以降空いている。 放課後児童クラブでは、共働きの増加に伴い定員オーバー →増築で対応している学校がある。
- ・学校の授業についていけない子供への学習支援が必要。 現在行われている寺子屋では、夏休み10日間と月1回の対応 では、十分とは言えない。 ・知的好奇心を発掘できる環境が少ない。 ・高齢者がやりがいを持つ場の必要性。

市民の役割

3グループ 教育

- · 子供 → 学力向上しつつ高齢者と触れ合う機会をはぐくむ。 デイサービス事業を行っているスペースにいくこと により社会学習にもなる。
- 高齢者 → 子供に学習指導を行い学力を向上させる。 放課後一時預かりの場としても機能させる
- ・デイサービス事業者 **→ 夕方空くスペースの貸し出し**
- ・教育関係事業者及び地元企業にも参画してもらう (民間教育との連携)
- ・会場設営の手伝いや周知活動

推進・実現の方法

3グループ 教育

・デイサービス事業所の夕方空き時間を使った、デイサービス利用 者及びボランティアによる子供への学習指導。

(高齢者の方にやりがいを持っていただきながら、学習指導の他、 人生の先輩としてマナーや志教育もお願いできる)

- ・民間教育機関への学習指導ご協力依頼(学習塾等)
- ・教えることが得意、好きな方(元学校の先生等)へのご協力依頼
- ・シルバー人材センターへご登録されている方で、教科指導や 自由研究(理科実験等)指導をしていただける方へのご協力依頼
- ・市のHPやSNSを使って高校生・大学生に声をかけ、身近な先輩として良きアド バイザーになっていただく
- ・ボランティアの報酬として、健康マイレージのポイント加算やパパママ応援カードのようなボランティア応援カードの配布があってもいい。





(4)市民説明会

趣旨	本計画の策定経過や内容について、市民へ説明するとともに内容に 対する意見等を幅広く伺うために実施しました。							
開催概要	平成 29 年 5 月 20 日(土)	大井総合支所 1階災害対策室	参加者 18 人					
用推炼安	平成 29 年 5 月 21 日 (日)	市役所本庁舎 3階A301会議室	参加者 17 人					

(5) パブリックコメント

趣旨	本計画の内容に対する市民意見等を幅広く伺うために実施しました。					
実施期間	平成 29 年 5 月 26 日 (金) から平成 29 年 6 月 26 日 (月)					
実施結果	意見提出者数:4人 意見提出件数:14 件					

庁内体制

(1) ふじみ野市政策会議及び経営戦略会議設置規程

○ふじみ野市政策会議及び経営戦略会議設置規程

平成20年5月15日

訓令第34号

改正 平成21年3月31日訓令第37号

平成21年5月19日訓令第49号

平成22年3月31日訓令第30号

平成22年5月7日訓令第53号

(題名改称)

平成23年3月29日訓令第16号

平成24年1月4日訓令第1号

平成25年3月29日訓令第23号

平成26年3月31日訓令第33号

平成28年3月31日訓令第28号

平成29年3月31日訓令第22号

(設置)

第1条 市政運営の基本方針及び重要施策その他市政の重要事項について審議し、 行政経営の観点から迅速かつ戦略的な方針決定をするとともに、市行政の適正 かつ能率的な運営を推進し、総合的な調整を行うために政策会議及び経営戦略 会議を置く。

(平22訓令53·全改)

(所掌事務)

- 第2条 政策会議は、市の最高の政策審議機関として、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 経営戦略会議において審議した事案について、市長がさらに審議する必要があると認めること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。
- 2 経営戦略会議は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 行財政運営の基本方針に関すること。
 - (2) 重要施策その他の市政の重要事項に関すること。
 - (3) 重要な新規事業の実施等に関すること。
 - (4) 各部局の施策の統一を図ることを要すること。
 - (5) 全庁的な通達及び報告事項のうち、重要事項に関すること。
 - (6) 行政全般に関する情報の交換及び伝達に関すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(平22訓令53・全改)

(組織)

- 第3条 政策会議は、市長、副市長、教育長、総合政策部長、総務部長及び市長 が指名する者をもって組織する。
- 2 経営戦略会議は、市長、副市長、教育長、ふじみ野市職員の給与に関する条例(平成17年ふじみ野市条例第41号)別表第2に規定する職務の級が8級にある部長、参事又はこれらに相当する職務の職に任命された職員及び別表に掲げる者をもって組織する。

(平22訓令53・全改、平26訓令33・平28訓令28・一部改正)

(会議)

- 第4条 政策会議及び経営戦略会議の会議は、市長が主宰する。
- 2 市長に事故があるときは、副市長がその職務を代理する。
- 3 市長は、必要があるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、説明又は意 見を述べさせることができる。

(平22訓令53・一部改正)

(庶務)

第5条 政策会議及び経営戦略会議の庶務は、経営戦略室において処理する。

(平21訓令37・平22訓令30・一部改正、平22訓令53・旧第6条繰上・一部改正、平28訓令28・一部改正)

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、政策会議及び経営戦略会議の運営に関し 必要な事項は、市長が別に定める。

(平22訓令53・旧第7条繰上・一部改正)

附則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成20年5月15日から施行する。
 - (ふじみ野市庁議規程及びふじみ野市幹部会議規程の廃止)
- 2 ふじみ野市庁議規程(平成17年ふじみ野市訓令第89号)及びふじみ野市 幹部会議規程(平成17年ふじみ野市訓令第92号)は、廃止する。

附 則 (平成21年訓令第37号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年訓令第49号)

この訓令は、平成21年5月19日から施行する。

附 則 (平成22年訓令第30号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年訓令第53号)

この訓令は、平成22年5月7日から施行する。

附 則 (平成23年訓令第16号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年訓令第1号)

この訓令は、平成24年1月4日から施行する。

附 則 (平成25年訓令第23号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年訓令第33号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年訓令第28号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年訓令第22号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

(平26訓令33・全改、平29訓令22・一部改正)

危機管理監

会計管理者

大井総合支所長

議会事務局長

監査委員事務局長

(2) ふじみ野市最上位計画策定委員会及び検討委員会設置要綱

○ふじみ野市最上位計画策定委員会及び検討委員会設置要綱

平成24年5月17日

訓令第50号

改正 平成25年3月29日訓令第24号

平成26年3月31日訓令第33号

平成27年4月1日訓令第33号

平成27年9月30日訓令第48号

平成28年3月30日訓令第21号

平成28年6月20日訓令第42号

(題名改称)

平成28年10月13日訓令第56号

平成29年3月31日訓令第22号

(設置)

第1条 ふじみ野市最上位計画(以下「最上位計画」という。)の策定業務の推進を図るため、ふじみ野市最上位計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)及び策定委員会の補助組織として、ふじみ野市最上位計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(平28訓令42·一部改正)

(所掌事項)

- 第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 最上位計画の策定に係る総合調整に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、最上位計画の策定に関し必要なこと。
- 2 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 各部門の現状と課題の整理及び分析を行うこと。
 - (2) 最上位計画原案の策定に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、最上位計画原案の策定に関し必要なこと。 (平28訓令42・一部改正)

(組織)

- 第3条 策定委員会は、ふじみ野市職員の給与に関する条例(平成17年ふじみ 野市条例第41号)別表第2に規定する職務の級が8級にある部長、参事又は これらに相当する職務の職に任命された職員のほか、別表第1に掲げる者で組 織する。
- 2 検討委員会は、別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。

(平25訓令24・平26訓令33・平28訓令42・平29訓令22・ 一部改正)

(委員長及び副委員長)

- 第4条 策定委員会及び検討委員会(以下「策定委員会等」という。)にそれぞれ委員長及び副委員長1人を置く。
- 2 策定委員会等の委員長及び副委員長は、それぞれ委員の互選によって定める。
- 3 策定委員会等の委員長は、会務を総理し、それぞれ策定委員会等を代表する。
- 4 策定委員会等の副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又 は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平28訓令42·全改)

(会議)

- 第5条 策定委員会等の会議は、それぞれ委員長が招集し、会議の議長となる。
- 2 策定委員会等の会議は、それぞれ委員の過半数が出席しなければ、これを開 くことができない。
- 3 策定委員会等の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、 議長の決するところによる。
- 4 策定委員会等は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、 意見又はその説明を聴くことができる。

(平28訓令42·全改)

(部会)

- 第6条 検討委員会は、特定の事項を調査及び審議するため必要があるときは、 部会を置くことができる。
- 2 部会員は、ふじみ野市行政組織規則(平成17年ふじみ野市規則第8号)第3条及びふじみ野市教育委員会事務局組織規則(平成17年ふじみ野市教育委員会規則第4号)第2条に規定する課の長(相当職を含む。)並びに議会事務局次長の中から検討委員会が指名する。
- 3 第4条、前条第1項及び第4項、次条並びに第8条の規定は、部会について 準用する。この場合において、これらの規定中「策定委員会等」とあるのは、 「部会」と読み替えるものとする。

(平28訓令42・全改、平28訓令56・一部改正)

(庶務)

第7条 策定委員会等の庶務は、経営戦略室において処理する。

(平28訓令21・一部改正、平28訓令42・旧第10条繰上)

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会等の運営に関し必要な事項は、 市長が別に定める。

(平28訓令42・旧第11条繰上)

附 則

この訓令は、平成24年5月17日から施行する。

附 則(平成25年訓令第24号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年訓令第33号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年訓令第33号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年訓令第48号)

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成28年訓令第21号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年訓令第42号)

この訓令は、平成28年6月20日から施行する。

附 則 (平成28年訓令第56号)

この訓令は、平成28年10月13日から施行する。

附 則 (平成29年訓令第22号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

(平26訓令33・全改、平27訓令33・平29訓令22・一部改正)

会計管理者

議会事務局長

監査委員事務局長

別表第2 (第3条関係)

(平28訓令42・全改、平29訓令22・一部改正)

経営戦略室長

危機管理防災課長

協働推進課長

環境課長

障がい福祉課長

高齢福祉課長

子育て支援課長

保健センター所長

都市計画課長

教育委員会学校教育課長

個別計画一覧

行	個別計画名	計画の概要	計画の 期間	所管課	分 野 1	分 野 2	分 野 3	分 野 4	分 野 5	分 野 6	分 野 7	分 野 8	4	分別画支る組
あ	ICT 部門の 業務継続計画	災害発生時においては、初 動業務に必要とされる ICT 資源についての事前対策と 代替手段の確保対策及び災 害発生時の ICT 部門等の行 動をまとめた計画です。		情 報· 統計課								•		
	ふじみ野市 空家等対策計画	空家等に関する問題についての本市の基本的な考え方を明確にし、その方策を体系化することにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。	度~令和 4年度 (2022年	建築課							•	•		
	ふじみ野市 生きがい学習 推進計画	市民一人ひとりが身に着けた豊かな知識及び経験を個人レベルにとどめることなく、広く地域社会にその活動の場を広げ、結果として市民力と地域力の向上につなげる仕組みづくりを推進するため、従来からの生涯学習社会を基礎として新たな協働のまちづくりを推進するための計画です。	度~令和 5年度 (2023年	協働推進課	•	•								
	ふじみ野市 一般廃棄物 処理基本計画 (第3期)	実情に合った分別区分、収集・運搬、最終処分等を定め、 ごみの減量化、資源化を促進するためのごみ処理基本 計画と地域の水環境保全を 目的とし、生活排水の適正 処理を推進するための生活 排水処理基本計画を併せた 計画です。	度~令和 9年度 (2027年	環境課					•					
か	ふじみ野市環 境基本計画・ 行動計画 (第2期)	本市の豊かな自然環境と都市環境が調和する良好な環境を将来に引き継ぎ、また、地球環境保全などの環境課題に対し、市、市民、事業者が共通の認識のもと推進するための計画です。	度~令和 9年度 (2027年	環境課					•		•			
	ふじみ野市企業 立地基本計画	実態に合う企業誘致・立地 のあり方を示す計画です。	度~	産業振 興課						•				
	ふじみ野市 教育振興基本 計画	「共育」という考え方のもと「自立」、「協働」、「創造」を柱として、まちづくりの基本となる人づくりを推進する計画です。	度~令和	教育総 務課		•							•	

行	個別計画名	計画の概要	計画の 期間	所管課	分 野 1	分野 2	分野 3	分 野 4	分 野 5	分野 6	分 野 7	分 野 8	分 野 9	分別画支る 組
か	ふじみ野市 業務継続計画 <地震編>	災害発生時に市民の生命・ 生活及び財産を保護し、社 会経済活動を維持するため に、非常時優先業務を効果 的に遂行する上で、必要な 資源の準備や対応方針・手 段を定め、かつ、復旧を早 めるための計画です。		危機管 理防災 課								•		
	ふじみ野市 下水道事業 経営戦略	下水道事業の現在及び将来 を見据えた財務分析を行い、 安定的かつ持続的な運営が 行えるよう最適な投資規模 や資金計画等を策定する経 営の基本計画です。	度~令和 9年度 (2027年	上下 水道課							•			
	ふじみ野元気・ 健康プラン	第2次健康づくり計画の中に、第2次歯科口腔保健計画と新たに食育計画、いのち支えあい(自殺対策)推進計画を併せ、市民の総合的な健康づくりの推進を図るための計画です。	度~令和 5年度 (2023年	保健センター				•						
	ふじみ野市 建築物耐震改 修促進計画	耐震化されていない市内の 住宅や市有建築物の耐震化 を促進するための計画です。		建築課							•			
	ふじみ野市 公共施設等 総合管理計画	公共施設の維持管理、耐震性の確保など、厳しい財政状況の中で本市に適した公共施設のあり方を検討し、計画的に整備するための指針となる計画です。		経営戦略室										•
	第7期ふじみ 野市高齢者保 健福祉計画・ 介護保険事業 計画	高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも自分らしく、安心して豊かな生活を送れるまちを、全ての世代の市民とともに支え合いながらつくりあげていくことを目指している計画です。	度~令和 2年度 (2020年	高齢福 祉課			•	•						
	ふじみ野市 国民健康保険 特定健康診査 等実施計画 第3期計画	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、生活習慣病を中心とした疾病を予防するため、被保険者に対して生活習慣病に関する健康診査(特定健康診査)を行い、その結果により、必要な人には保健指導(特定保健指導)を推進する計画です。	度~令和 5年度 (2023年	保セク保年金課				•						

行	個別計画名	計画の概要	計画の 期間	所管課	分 野 1	分 野 2	分野 3	分 野 4	分 野 5	分野 6	分 野 7	分野8	分 野 9	分別画支る組
か	ふじみ野市 国民健康保険 保健事業実施 計画(データ ヘルス計画) 第2期計画	健康・医療情報を活用して、 PDCA サイクルに沿った保 健事業の実施及び評価を行 うための計画です。		保健センター、保険・年金課				•						
	ふじみ野市 国民保護計画	我が国に対する武力攻撃事態などから、市民の生命、身体、財産を保護するため、必要な事項を定める計画です。		危機管 理防災 課								•		
	ふじみ野市 子ども・子育 て支援事業計 画	ふじみ野市に住む全ての子ど もの健やかな育ちと保護者の 子育てを社会全体で支援する 環境を整備する計画です。	度~令和元				•							
	第二次ふじみ 野市子ども読 書活動推進計 画	子どもたちの健やかな成長 のために、全ての子どもが 自主的に読書活動を行うこ とができる環境を整備する ことを目的とし、子どもの 読書活動のための基本的な 方向と、具体的な方策を明 らかにし、関連する施策を 総合的かつ体系的に推進す るための計画です。		社会 教育 課 () 書館)									•	
	ふじみ野市子 どもの未来応 援プラン	将来を担う子どもが夢と希望をもって成長していけるように、貧困の連鎖を防ぐための切れ目のない支援及び実効性の高い施策・事業を関係部署・機関が連携して総合的、効果的に推進するための計画です。	度~令和 2年度 (2020年	福祉総合支援チーム			•							
5	3か年実施計画	基本構想で定めた将来像を 実現するための基本計画の 施策内容について、3年間 で実施する具体的な施策内 容の中から優先度に基づき 実施する主要事業などを定 めた計画です。		経営戦略室										•
	ふじみ野市障 がい者プラン	障がいのあるなしにかかわらず互いに支え合い、安心して充実した生活を共に送ることができる社会の構築を目指す計画です。また、地域生活事業、障がい児通所支援等の提供体制や実施方法(第3期障がい福祉計画、第1期障がい福祉計画と一体)	度~令和 2年度 (2020年	障がい福祉課		•	•							

行	個別計画名	計画の概要	計画の 期間	所管課	分 野 1	分 野 2	分野 3	分 野 4	分 野 5	分 野 6	分 野 7	分 野 8	分 野 9	分別画支る 組
ਠ	ふじみ野市第2次情報化基本 計画	市民の利便性向上や地域の活性化などのため、本市の情報化を推進する方向や実施する事業を定めた計画です。	度~平成	情報· 統計課										•
	ふじみ野市新 型インフルエ ンザ等対策行 動計画	新型インフルエンザ等の発生時における措置を定め、 新型インフルエンザ等対策 の強化を図る計画です。		保健センター				•						
	ふじみ野市人 材育成基本方 針	目指すべき職員像や求められる能力を明らかにするとともに、市職員の資質の向上を図るための方針です。		人事課										•
	ふじみ野市水 道事業ビジョ ン	厚生労働省が策定した「新 水道ビジョン」を踏まえ、 将来にわたり水道の安全・ 安心かつ安定した供給体制 の確立を目的とする計画で す。		上下水 道課							•			
	ふじみ野市ス ポーツ推進計 画	全ての市民がスポーツを通 じて健康づくりや地域づく りを図り、スポーツを通し てつながるまちを目指す計 画です。	度~令和 5年度 (2023年 度)	文化・ スポー ツ振興 課		•								
た	ふじみ野市第2 次男女共同参 画基本計画	に基づいて、ふじみ野市が 男女共同参画社会づくりの 施策を総合的・計画的に進 めるための基本的な計画で あり、「配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護等の ための施策に関する基本計 画」及び「職業生活におけ る女性活躍推進計画」とし ても位置付けています。	度~	市民総合相談室	•									
	ふじみ野市地 域公共交通再 編計画	将来にわたり持続可能な地域公共交通ネットワークを 構築するための計画です。		都市計画課							•			
	第2期ふじみ 野市地域福祉 計画	誰もが住み慣れた地域で、 安心して暮らせるよう、市 民、関係機関、団体と行政 が連携し、地域住民がお互 いに助け合い、支え合うこ とのできる仕組みをつくる 計画です。	5年度 (2023年	福祉課			•							

行	個別計画名	計画の概要	計画の 期間	所管課	分 野 1	分野 2	分 野 3	分 野 4	分野 5	分野 6	分 野 7	分 野 8	分 野 9	分別画支る 組
た	ふじみ野市地 域防災計画	市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法第42条に基づきふじみ野市防災会計画である計画である対策に関する事がに関する事的に実施するとの計画的に実施するとの計画が災の万全を期するとを目的とする計画です。	度~	危機管 理防災 課								•		
	ふじみ野市特定事業主行動計画	職員等が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員等のニーズに即した地代育成支援対策を計画とせての着実に推進することをといるとしています。また、女性職業生活における法律に基づき、本市の女性職員の活躍でき、今後の取組を進めるための計画です。	度~令和 6年度 (2024年	人事課										•
	ふじみ野市都 市計画マス タープラン	都市計画法に基づき、概ね 20年後の都市整備の目標 を定め、住みよい環境の整 備、道路・公園などの都市 施設の整備を進めるための 計画です。	度~令和 11 年度 (2029 年	都市計画課							•			
	ふじみ野市都 市交通マス タープラン	市内の幹線道路の整備方針を定めた基本計画です。	平成 29 年 度~	都市計画課							•			
	第二次ふじみ 野市立図書館 サービス計画	図書館の使命や目標を明らかにし、図書館を市民の生活により役立てていただけるよう具体的な取組を示した計画です。	度~令和 元年度	社会 教育 課(大 井図書 館)									•	
な	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	地域において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標や、農地の利用集積の目標、または経営改善を図ろうとする農業経営者への支援措置について、総合的に示した計画です。		産業振興課						•				
	農業振興地域 整備計画書	優良な農地を保全するとと もに、農業振興のため各種 施策を計画的に実行するた めの総合的な農業振興の計 画です。		産業振 興課						•				

行	個別計画名	計画の概要	計画の 期間	所管課	分 野 1	分野 2	分野 3	分 野 4	分野 5	分野 6	分 野 7	分野 8	分野 9	分別画支る組
は	ふじみ野市文 化振興計画	市の文化資源を発見・活用し、多様な人々の交流により文化的魅力を高め、活力あるまちづくりを進めるための計画です。	度~令和 5年度	文化・ スポー ツ振興 課		•								
	ふじみ野市防 犯白書	ふじみ野市防犯推進条例第4条に定める防犯計画として、年度ごとの発生状況と、市民の防犯意識向上にむけた防犯計画です。		危機管 理防災 課								•		
ま	ふじみ野市ま ち・ひと・し ごと創生総合 戦略	国が策定した「まち・ひと・ しごと創生総合戦略」の基 本的な考え方や政策を踏ま え、本市における人口減少 と地域経済縮小の克服、ま ち・ひと・しごとの創生と 好循環の確立を目指した諸 施策を展開する総合的な戦 略です。	度~令和 元年度 (2019 年	経営戦略室										•
	ふじみ野市緑 の基本計画	都市計画法及び都市緑地法に基づき、本市の公園、緑地等の整備・保全計画や行政、市民、企業などによる緑地保全及び緑化推進に関し、概ね20年後の目標を定めた計画です。	度~令和 14 年度 (2032 年	公園緑 地課					•		•			

ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030 基本構想 / 前期基本計画 平成30年3月策定 (令和元年5月印刷)

発 行 ふじみ野市

編 集 総合政策部経営戦略室

7356-8501

埼玉県ふじみ野市福岡一丁目1番1号

電話: 049-261-2611 (代) FAX: 049-266-6245 (代)

E-mail: seisaku@city.fujimino.saitama.jp URL: http://www.city.fujimino.saitama.jp



